★差別も切り崩しも団結ハカイだ

私たちを職場のすみに引つぱり込んだり、人通りを気にしながらコツソリ自宅に訪れる「切り崩し専門家」のせりふは

(1) 指名解雇には永い間敵しく反対してたたかつてきたのだからもう拒否者への義理はすんだはずだ。

(2) あんなにストをやつても負けたんだから、こんどは自分のクビを守るために会社側につきなさい。

(3) 炭労の各組合とも会社側の「合理化攻勢」にはかなわないことがはつきりしている。

(4) 第二に入れば、一〇〇パーセントとはいわんが配転希望も聞いてやるし、繰り込みも有利に取扱う。

(5) スト中の生活資金は第二に来ても払わんでいいし、子弟の就職も面倒をみてやる。

大綱としてはざつとこんな風に分れているようです。

もちろん、これは労働者の団結を資本がどんなに恐れているかを明らかに示す団結破壊工作です。

★団結を守ることがなぜ正しいか

第二組合に脱落して行けばその場は「差別待遇」も約束した手前一応はなくするし、職制も当面チヤホヤはするだろうが、これは会社の政策だからそういうことが分裂工作としてやられるわけです。

ではなぜ六、三〇〇名もの三池労組員が、その眼前の見せかけの有利や誘惑を一しゅうしてがんばつているのでしようか。

1、希望退職と指名解雇

三池労組は希望退職は認める態度を取つてきたが、指名解雇はどうしても認めないでたたかつてきたことは周知の事実です。

なぜなら、ほんとうに経営不振の人べらしなら希望退職募集で組合側に誠意を示すべきだが、「指名解雇」は単なる人べらしではない強制クビ切りであり、露骨な組合攻撃、つまり合理化に抵抗できない組織べ体質改善をしようというネライがあることを見抜いたからです。

2、団結を守るために

つまり、大幅賃上げは働く者にとつて共通の要求だし、クビ切り反対もまた万人共通のものだが、どちらかといえば「クビ切り反対」に全力をあげることなしには組合員の組合にはならないと考え、とくに指名された者とされない者とを分離する分裂政策で組合全体の団結をつき崩すという不当なやり方に抵抗したのです。

具体的に、労働者の団結をあくまで守りぬくたたかいを組みあげているのです。

★合理化攻勢はやまない情勢

1、こんどの合理化

利潤を求めることに限度を知らないことが資本の生命です。

利潤がなくなればサツサと閉山するか買山するのがあたり前になつています。したがつて、利潤追求のために合理化は決してその進行を止めはしないのです。

また、資本にとつて一番手つとり早い合理化は人べらし。クビ切りであることも私たちはイヤというほど身にしみて体験させられてきました。

三池闘争で、私たちは一、二〇〇名の仲間を先頭にしてたたかいましたが、それは、こんどのクビ切りにも絶対的に抵抗することを含めてたたかつたのです。

三井鉱山も、クビ切りにはどんな犠牲を払つてでも反対するという三池労組の決意と実行力はイヤというほど知つたはずです。あなた任せの無抵抗主義ではこんどの合理化に立ち向えないに決つています。

2、組合としての基本線

しかるに第二組合は「経済闘争のためならストも打つだろう」といつてはいますが「クビ切りは許さない」とはいえないはずです。

なぜなら、彼らは「合理化に協力する」という線を結成当初に打ち出しているからです。

賃上げ・期末手当などでいくら上手に立ち回りをやつても、クビ切り合理化に対決することなしにどうして団結が強化されるでしようか？

また三池労組は生産には協力するといつてきました。

指名解雇を撤回するなら生産協力を実行するといつてきたのですが、ほんらい、権利も主張するが真面目に働き義務を果して生産に協力することはどく自然なことだからです。

不自然なことは、生産協力だけを強制しながら差別や切り崩しをかけてくるという会社側の態度そのものです。

★一人ひとりの抵抗の意義

以上に述べた考え方は、三池労組全員の考え方ですが、さらに三池闘争に示された物心両面のかつてない支援にこたえようとする気持がみんなにあります。

まさかこれほどとは思わなかつた差別や不当な組織介入に歯を食いしばつて耐えているのも、名も顔も知らない多くの人たちの長期の支援にこたえるために三池労組の団結を守ろうと決意しているからです。

三池で団結を守ることが、三池にたいする支援にこたえるとともに、本物の団結を三池以外にも拡大じてゆくことになるからです。

心ある者は、激しい差別と切り崩しの下における就労後半年の組織現況を、三池労働者一人ひとりの抵抗の成果としてあたたかく見守つてくれているのです。

私たち一人ひとりのそれぞれの環境における抵抗は、こんどの会社側の勝手な合理化を許さぬための士台なのです。

団結という決意に支えられた抵抗は、今後最重要です。

みいけ論壇（2）

真摯で緊急なわれわれの学習のために

大行進や署名などへ運動盛上げ

松川判決八月八日

昨年三月から仙台高裁門田実裁判長係りで開かれていた松川事件差し戻し裁判は四月二十七日すべての審理を終わり、判決は八月八日に決まつた。松川事件対策委員会（会長広津和郎氏）では二十八日仙台市公会堂に全国の労組、松川を守る会代表など百六十余人を集めて全国代表者会議を開き、判決日へ向けて「松川被告無罪要求集中大行進」などの活動方針を決定最終段階の運動を盛り上げることになつた。会議は「全員の無実と検察のデツチ上げが、この公判で一そう明らかになつた。こんどの判決は被告十七人についてだけでなく、十二年にわたる国民の闘いに対するものであり、国民の力を結集することにカギがある」と意思を統一した。具体的な行動はつぎの通り。

一、ことし二月呼びかけた「五百万無罪判決要請署名」運動を一そう成功させる。門田裁判長は投書や署名に対して多くの関心を払い、世論の動向に気をくばつていることがうかがわれるので、この点は一そう大切である。すでに松川映画には百八十万人の観客動員を行なつており、この署名数は可能である。

二、職場、地域の集会も一そう多く組織してゆく。東京、大阪などの主要都市では被告全員が出席する用意をととのえている。松川映画も十六ミリを使つて職場、市町村のすみずみにまで上映をすすめてゆく。この利益金は松川闘争資金にあててゆくが、これとは別に事件で殺された三人の遺族の遺族へのカンパを各県ごとに行なう。

以上の行動と合わせて、「松川被告無罪判決要求集中大行進」をつぎのように行なう。

これは各地の集会、行動を行ないながら雪だるま式に大きくして、大行進の出発点である東京と青森に結集する。各地方集会は、七月二十二日九州地方（開催地＝福岡市）、二十三日中国・四国地方（広島市）、二十四日関西地方（大阪市）、二十五日東海地方（名古屋市）でそれぞれ行なつたのち、七月二十六日東京大集会を日比谷野外音楽堂で行なう。また北日本では、七月二十五日北海道地方（札幌）と東北地方（仙台）で行なつたのち、二十六日青森大集会を行なう。この二つの大集会は、八月八日仙台を目ざして南北から仙台へ向かうことになる。

なお、判決当日の統一行動については、

(1)、全国民が朝九時にラジオをきく。

(2)、職場や地域で直ちに集会を開くなどを呼びかけている。

なお、いま地域ではさつそく署名が行われているので、まだ署名していない人は必ずすませましよう

証明された国家権力の犯罪

松川差し戻し裁判の足跡

松川裁判差し戻し審は四月二十七日の第四十七回公判で一切の審理を終つた。十五回延にわたる弁護側最終弁論の最大の特徴は、一口にいつて「被告の無実を証明するために国家権力によつて被告に加えられた犯罪を追及し、被告が被害者であることを明らかにした」点にあつた。

差し戻し裁判では法廷内外の民主勢力のかつてない闘いの前に警察官は千七百通にのぼる警察官その他の捜査復命書、調書類を出さざるを得なかつた。これら書証は、被告の無実を語つているばかりでなく、権力の犯罪を証明する〝証拠物〟としての極めて価値のあるものである。

八月二十七日、新井国警隊長は、「基本捜査は二本の幹線と十本くらいの支線があり、これを一本にできればしめたもの」と談話を発表している。これより先、事件当日、八月十七日、すでに永井川警察署で解雇された赤間勝実の名があげられ、マル党と記された復命書が出されており、赤間はいきなり「マル共赤間」として捜査上、犯人にされているのである。さらに、捜査報告書をしさいに検討すると、二百名の捜査対象の約七十％は、共産党員、国鉄被解雇者、鉄道関係者および東芝労組員であることが明らかである。「背後関係は依然白とならず」といい「捜査線上に浮かぶ数名の容疑者」なるものは何を意味するのか。それは事件直後から捜査の対象を国鉄と東芝の労働者においていたことが明らかである。新井国警隊長のいう二つの幹線とは、国鉄と東芝であり、十本の支線とは東芝十名国鉄十名の被告の数と一致しているのである。彼らは当初から一つの構想を持つてのぞんでいたのである。現場の証拠や足取りを洗うという基本捜査のかわりに国鉄、東芝の戦闘的労働者、共産党員のリストづくりに基本作業がおきかえられたのだ。

自白の変転の原因は取調官の変化による。自白は二転、三転とどまるところを知らない到底信用しがたいとした最高裁判決は当然であつた。差し戻し審ではこの自白の原因が、証拠によつて明白となつた。それはすべて捜査官が新らしい事実の発見、たとえば、聞訪メモの存在、赤間が通つた時間に、十人もの水ひきの農夫がいた事実などがわかると、その時を境にして自白が変えられていたことが、今までかくされていた警官の報告書によつて裏づけられた。赤間自白の「出発点の変更」十五日謀議に関する太田自白の変転、浜崎、大内らの「バール、スパナ盗み出し」の自白の変化など、手品の種明かしのごとく白日のもとにさらし出された。

これらは一大謀略の氷山の一角に過ぎないであろう。この事件には今なお真犯人をかくし続けているもつと強大の〝黒い力〟があることをよくよく知らねばならない。裁判の結論についていえば最高裁判決を破るに足る何んらの証明も検察官は存し得なかつたことは何んといえども否定できない。

今や全被告の無実は太陽のごとく明らかである。だがゆだんはできない。司法のファツショ化、政治の反動化など、権力の意志を知るとき、八月八日の判決にいささかの楽観も許されないといわねばならない。たたかいはさらに続く。

去る三月行われた松川現地調査（ここが事件現場）

権利拡大おそれる政府

ＩＬＯ条約の話し一問一答

問い　このごろＩＬＯ条約問題というのがだいぶもめているようだが、これについて説明してくれないか。まず「ＩＬＯ」とは、ということから――

答え　ＩＬＯというのは「国際労働機構」の英語名の略称。国際連合の専門機関の一つで、加盟国は九十七。本部はジュネーブにある。ＩＬＯの仕事は世界の労働者の権利や生活を守るための条約を作つたり、勧告を出したりしており、年一回の総会は、各国から政府代表二人と使用者と労働者の代表の各一人ずつが出て構成することになつている。いわば国際的な労働調停機関と見てよかろう。ＩＬＯがこれまでに作つた条約は百十五、勧告が百十四。だが条約は加盟国が批准しない限りその国に対して効力をもたないから、条約を生かすも殺すもその国の世論次第、もつとはつきりいえば労働者の闘いいかんということになる。

わが国では現在までに四十五のＩＬＯ条約を批准しているが、いま問題になつている八十七号条約（結社の自由・団結権の擁護に関する条約）は、九十八号条約（団結権・団体交渉権に関する条約＝すでに批准）とともにＩＬＯの看板条約といわれる重要な条約だ。八十七号条約はすでに五十三カ国が批准している。

問い　その八十七号条約の内容はどういうものなのかね。

答え　八十七号条約は前文と二十一条から成り、結社の自由の原則が労働条約の改善、平和の確立のための重要な手段である、として(1)労働者、使用者は、自分が選んだ団体を自由に作ることができ団体に加入する権利を差別なしにもつことができる。(2)労働者団体と使用者団体はその規約や規則を作り、代表者の選出、管理、運営計画立案を自由に行なう権利をもつ、ことなどを決めている。

国内法の改悪で骨ぬき企む

問い　そうサラリと説明されてもどうもピンとこないが……

答え　もうすこし説明すると、いまの日本の法律では、公務員や国鉄、専売など公共企業体の職員は当局からクビ切られればそこの労働組合の組合員になれない、従つて組合役員にもなれないことになつている。当局側はその規定を盾に、クビ切られた人が役員になつている日教組などに対して「正当な組合とは認められない」として団体交渉を拒否した。組合側はこのような規定は、労働者の団結権を保障した憲法に違反するものであり、無効だと主張しつづけてきたが、ＩＬＯ八十七号条約はその主張の正当性をさらに裏づけるものなのだ。だから八十七号条約を批准すれば、これと矛盾する組合員の範囲を、当該団体の職員に限つた公共企業体等労働関係法（公労法）第四条三項と地方公営企業労働関係法（地公労法）第五条三項は当然削除しなければならないわけだ。

問い　そこはわかつたがね、労働組合は批准しろといい、政府側は批准する といつているのだろう？　いまいつた公労法や地公労法など批准にともなう関係国内法の調整も当然やらねばならんだろう。いつたい何がひつかかつているのかね？

答え　政府が「批准する」といつているのは決して自発的な意志ではない。労働者の要求におされてしぶしぶ首を夕テにふつたというのが実情だ。だからＩＬＯ条約を批准しても、何とか事実上は労働者の権利が大きくならないようにしたいと考えている。

だから打つ手も、理屈も通らぬひどいものだ。関係国内法調整に名を借りて、ＩＬＯ条約の精神を骨ぬきにするように国内法を改悪しようというやり方はそのもつとも典型的なものだね。

問い　政府、自民党のトコトンのねらいはどこにあるのだろう？

答え　それは公務員の政治活動禁止と人事院骨ぬき構想をみればはつきりするよ。政治活動といわれるものの中には、政党機関紙の配布から政治的目的の署名運動、集会での意見発表、あるいは閣議決定した法案批判などまで含まれることになり、官公労働者は政府の政策を一方的に国民に押しつける仕事だけをさせられることになる。その上に総理府に人事局を設け、国家公務員の人事権を人事院から取りあげて政府が直接にぎり機構としても新安保推進のため国民を支配する官僚制度を復活させようというねらいなのだ。

大事な片足が不自由だ

問い　そうなると国民としてもウカウカしておれないことになるが、それでもまだ民間労組には「ＩＬＯ条約は官公労働者の問題だ」という他人ごとみたい考えがあるのじやないか。

答え　残念ながらたしかに民間労組の関心が高いとはいえない。だけど考えてみ給え。官公労組と民間労組は日本の労働組合の三本の足だ。日本の組織労働者七百二十万人のうち、その三割五分にあたる二百五十六万人の官公労働者がスト権を奪われている。総評三百七十万人のうちでは約七割にもあたる。大事な片足が不自由でどうして楽に走れるだろうか。たとえば官公労働者はスト権を奪われているため、人事院、公労委による〝押しきせ賃金〟に甘んじなければならないような仕組みになつている。その上この〝押しきせ賃金〟さえ完全には実施されてない学者の中には「日本の低賃金の要因は、低米価と低い生活保障基準と官公庁賃金だ」と、いう人もいるくらいだ。このように官公労働者の権利の問題は賃金問題からみても、また民主主義や平和の問題からみても日本の労働者全体が取り組まねばならぬ大事な問題だよ。ＩＬＯ条約批准と国内法改悪粉砕が現在でのその中心課題である。